

名古屋市告示第105号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 11 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 縦覧期間

令和 7 年 4 月 1 日から同月 30 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

3 縦覧場所

土地又は家屋の所在する区を所管する市税事務所

名古屋市財政局税務部固定資産税課